

岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第17条に基づき、補助金交付等に必要なる事項を定める。

(補助対象者)

第2条 要綱第3条第2項に規定する要件は、当該年度に転入する場合は、転入前住所地の徴収金の納付状況調査を必要としない。

(交付申請書の受付)

第3条 要綱第6条に規定する交付申請書は、先着順で受け付けるものとする。

2 申請が予算の範囲を超えた場合は、申請を仮に受け付けるものとする（以下「仮受付」という。）。ただし、当該年度内に補正予算が成立しなかった場合、仮受付はその効力を失う。

(データの提供)

第4条 要綱第16条に規定するシステムに関するデータとは、次に掲げるものとする。

- (1) 月毎の電気発電量
- (2) 月毎の電気消費量
- (3) 月毎の売電量
- (4) 月毎の買電量

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。